

令和2年11月11日
保健福祉局障害者支援課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和2年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

- ア 名 称 : 北九州市立若松ひまわり学園
イ 所 在 地 : 北九州市若松区原町12番34号
ウ 敷地面積 : 約1,081m²
エ 構 造 : 鉄筋コンクリート造2階建
オ 規 模 : 延床面積 約622m²
カ 事 業 内 容
・児童福祉法に基づく児童発達支援事業（児童発達支援センター）
・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業
・短時間療育（通園）事業 等

(2) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

- ア 名 称 : 社会福祉法人北九州市福祉事業団
イ 所 在 地 : 北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
ウ 主な業務内容：
① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設や特別養護老人ホーム等の設置経営及び受託経営ほか）
② 第2種社会福祉事業（保育所や児童厚生施設の設置経営及び受託経営、各種事業の実施（障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
③ 公益事業（介護実習・普及センターや障害者体育館施設の設置経営及び受託経営ほか）
④ 収益事業（レインボープラザ設置経営及び受託経営ほか）
⑤ そのほか、市からの受託事業（介護保険訪問調査事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

2 指定の経緯

令和2年 5月18日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
9月23日 申請受付開始
9月30日 申請締め切り
10月 2日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
10月 指定管理者候補の決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者等から構成された指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。

市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員 ※ 五十音順、敬称略

- ・[学識経験者] 門田 光司 (久留米大学文学部社会福祉学科 教授)
- ・[民間経験者] 久門 正子 (北九州市知的障害者相談員協議会 相談員)
- ・[税 理 士] 田村 奈々子 (田村奈々子税理士事務所 所長)
- ・[学識経験者] 村上 里絵 (西南女学院大学短期大学部保育科 教授)

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募方式採用の視点

- ア 施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体（外郭団体）と密接に関連している施設（政策支援）
イ 施設の管理運営上の経緯や特殊性等から団体が特定される施設
ウ 以下のすべてに該当すると認められる施設
 - 利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設
 - 人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設
 - 人材の育成に長期間が「とくに」必要である施設

以上の視点を踏まえて検討した結果、北九州市立若松ひまわり学園の指定管理者の選定については、条件付き公募方式を導入することとしました。

（別紙1 「条件付き公募とする理由」のとおり）

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員			
	A	B	C	D
妥当性	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・長年専門的支援に取り組み、保護者の信頼も高い。
- ・知的障害がある子どもの保護者にとって、施設との信頼関係は特に大切なものです。長年施設管理運営を行う職員の専門性、個々に対応する継続性は欠かせないものであるため、条件付き公募の実施は妥当である。
- ・高度な専門性や知識が認められる。実績も十分である。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	<p>① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や特性等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。</p>
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	<p>① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しております、又は確保できる見込みがあるか。</p>
(3) 実績や経験など	<p>① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しております、成果を上げているか。</p> <p>② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しております、熱意や意欲を持っているか。</p>
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組	<p>① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。</p> <p>③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</p> <p>④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達の向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持・向上 ・自立支援 など <p>⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組等の提案があるか。</p>
(2) 利用者の満足度	<p>① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</p> <p>② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>⑤ 利用者のニーズ等に沿った取組（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。</p> <p>⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p> |
|--|---|

【効率性】

(3) 指定管理料及び収入

- | | |
|--|--|
| | <p>① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。</p> <p>② 収入が最大限確保される提案であるか。</p> <p>③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。</p> |
|--|--|

(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- | | |
|--|--|
| | <p>① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。</p> <p>② 経費の配分は適切であるか。</p> <p>③ 積算根拠は明確であるか。</p> <p>④ 再委託が適切な水準で行われているか。</p> |
|--|--|

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- | | |
|--|--|
| | <p>① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。</p> <p>② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。</p> <p>③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。</p> <p>④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。</p> <p>⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。</p> |
|--|--|

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- | | |
|--|---|
| | <p>① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。</p> <p>② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。</p> <p>③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。</p> <p>④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。</p> <p>⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。</p> <p>⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。</p> |
|--|---|

7 審査結果

(1) 適否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員						
		A	B	C	D			
社会福祉 法人 北九州市福 祉事業団	1 指定管理者としての適性							
	(1) 管理運営の理念、基本方針	適	適	適	適			
	(2) 人的・財政基盤							
	(3) 実績・経験							
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 設置目的の達成への取組	適	適	適	適			
	(2) 利用者の満足度向上							
	【効率性】							
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適			
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性							
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制	適	適	適	適			
	(6) 平等利用等							

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・ 理念や基本方針が子どもに視点を当て、しっかりと立てられている。
- ・ 当法人は実績も経験も豊富で、十分な成果を上げている。
- ・ 人的基盤及び財政基盤は満たされていると思う。
- ・ 職員の研修や保護者へのアンケート等により経験、熱意が感じられる・

【管理運営計画の適確性】

- ・ 広報活動はホームページを利用し、利用者と家族支援にも力を入れている。
- ・ 施設の設置目的達成に向け、十分な取り組みを行っている。
- ・ 人権尊重、利用者の立場に立って運営されている。
- ・ 利用者の満足度が得られる工夫がなされている。
- ・ 指定管理料及びその他の収入に関して、これに係る支出を抑制する工夫がなされている。
- ・ 平等利用を心掛けている。安全対策、危機管理体制等も配慮されている。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- 当該法人は、長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を担ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センターについても、昭和 51 年度の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- 平成 18 年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に対する強い意欲が感じられる。
- 法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しております、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。
- 当該法人は、十分な基本財産を有しております、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。
- 利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足度の向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

9 提案額

23,000 千円（令和 3 年度～ 7 年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、知的障害や発達に障害のある児童が通園する施設であり、専門的知識のあるスタッフが、社会生活に必要な知識や行動を学ばせている。

スタッフは、日常生活のあらゆる場面や今後の進路について、全般的に保護者からの相談に応じることが求められるなど、他の施設と比べ、利用者との関係は特に密接であり、高度な信頼関係が必要とされることから、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」と言える。

また、障害の程度、障害の重複など、児童ごとに状況が異なるため、個々に応じた対応と支援を行う必要があり、スタッフは高度な専門性・経験が求められることから、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間がとくに必要な施設」とも言える。

(社福) 北九州市福祉事業団は、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。若松ひまわり学園についても、設立当時より委託運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流にも継続的に取り組み、ボランティアの育成や積極的な職場実習の受入れなど、将来の福祉人材の育成にも貢献を果たしていると言える。

そのため、本施設の公募方法については、「条件付き公募」方式の採用が適していると考える。